

男鹿市規則第 1 3 号

男鹿市市税条例施行規則の一部を改正する規則

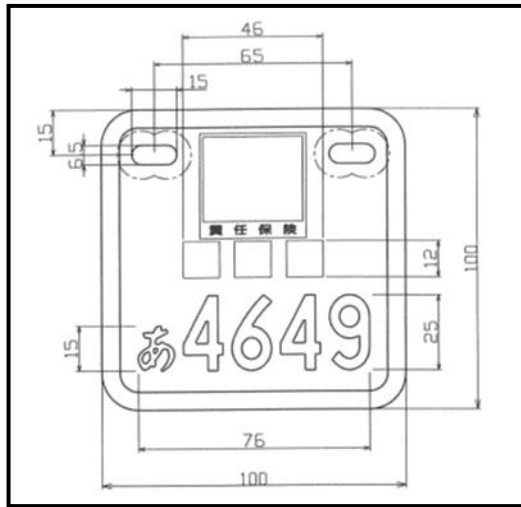
男鹿市市税条例施行規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 1 条関係）			別表（第 1 条関係）		
様式	名称	根拠条文	様式	名称	根拠条文
1	徴税吏員証	法第298条、第353条、第448条、第470条、第525条、第588条、第674条、第701条の5及び第707条並びにその例によることとされる国税徴収法（ <u>昭和34年法律第147号</u> ）第147条	1	徴税吏員証	法第298条、第353条、第448条、第470条、第525条、第588条、第674条、第701条の5及び第707条並びにその例によることとされる国税徴収法第147条
2～12（略）			2～12（略）		
13	担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書	仮登記担保契約に関する法律（ <u>昭和53年法律第78条</u> ）附則第8条	13	担保の目的でされた仮登記（録）財産差押通知書	仮登記担保契約に関する法律附則第8条
14～47（略）			14～47（略）		
様式第37号（第1条関係）（日本産業規格 原動機は自転車用番号標の様式D4902）			様式第37号（第1条関係）（日本産業規格 原動機は自転車用番号標の様式D4902）		
図 1（略）			図 1（略）		
図 2（略）			図 2（略）		

改正後

改正前

図 3



備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市町村名を、下段に、原則としてひらがな文字（お、し、へ、み、ゑ、んを除く。）及び4ケタ又は3ケタの数字をもって表示すること。ただし、上位のケタの数字が有効数字出ない場合は、直径10mm（又は5mm）の点で表示すること。
- 2 （略）
- 3 標識の地の塗色は、次によること。
 - (1) 地方税法（以下「法」という。）第463条の15第1項第1号イに掲げる原動機付自転車（法附則第30条の2第1項の規定が適用されるものを含む。）にあつては、白色
 - (2) 法第463条の15第1項第1号ロに掲げる原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (3) 法第463条の15第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、薄桃色
 - (4) 法第463条の15第1項第1号ニに掲げる原動機付自転車（（1）に掲げるものを除く。）にあつては、薄青色
 - (5) 法第463条の15第1項第2号に掲げる小型特殊自動車にあつては、薄緑色

備考

- 1 車両番号は、図示の例により、上段に市町村名を、下段に、原則としてひらがな文字（お、し、へ、み、ゑ、んを除く。）及び4ケタ又は3ケタの数字をもって表示すること。ただし、上位のケタの数字が有効数字出ない場合は、直径10mmの点で表示すること。
- 2 （略）
- 3 標識の地の塗色は、次によること。
 - (1) 地方税法（以下「法」という。）第444条第1項第1号イに掲げる原動機付自転車（法附則第30条の2第1項の規定が適用されるものを含む。）にあつては、白色
 - (2) 法第444条第1項第1号ロに掲げる原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (3) 法第444条第1項第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、薄桃色
 - (4) 法第444条第1項第1号ニに掲げる原動機付自転車（（1）に掲げるものを除く。）にあつては、薄青色
 - (5) 法第444条第1項第2号に掲げる小型特殊自動車にあつては、薄緑色

改正後	改正前
4 (略)	4 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。